

# 小松島障がい者プラン・小松島障がい福祉計画の概要について

## 1. 計画策定の趣旨

### ①本市における計画策定経過

小松島障がい者プラン	小松島障がい福祉計画
平成11年3月 こまつしま障害者プラン(1期) 平成17年3月 こまつしま障害者プラン(2期) (平成17年度～平成24年度) *平成26年度まで計画期間を延長	平成19年3月 小松島市障害福祉計画(第1期計画)  平成21年3月 第2期小松島市障害福祉計画  平成24年3月 第3期小松島市障害福祉計画

### ②国における動向

#### 関係法令について

○「第3期障害福祉計画」策定後に多くの関係法令が可決成立されることとなった。

●地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律

(平成24年6月成立、平成25年4月施行)

\*「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」

●国等による障害者就労施設からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年6月成立、平成26年4月施行)

●障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年6月成立、平成28年4月施行)

●障害者の雇用促進等に関する法律の一部を改正する法律(平成25年6月成立、平成28年4月施行)

●精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律(平成25年6月成立、平成28年4月施行)

○障害者基本計画(第3次) 平成25年9月 策定

○障害者の権利に関する条約 平成25年12月 国会において批准 平成26年1月 国連事務局に承認

## 2.計画の位置づけと期間

### ①障がい者プランと障がい福祉計画の関係

小松島障がい者プランと小松島障がい者計画の2つの計画を一体的に策定する。

(障害者基本計画)

(障害福祉計画)

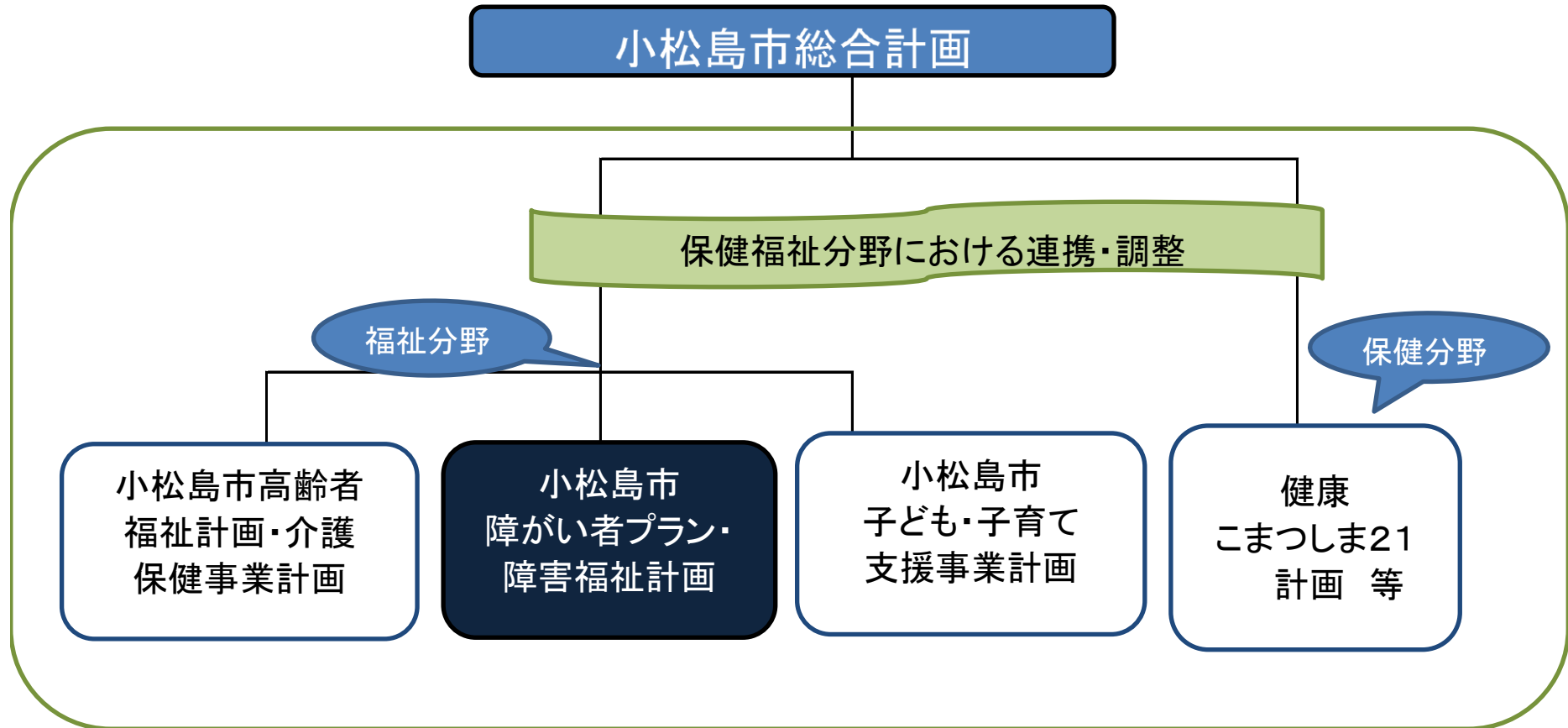
	小松島障がい者プラン	小松島障がい福祉計画
内容	障がい者施策の基本的方向性について定める計画	障がい者福祉サービスの見込みとその確保策を定める計画
根拠法	障害者基本法 第11条	障害者総合支援法 第88条(旧 障害者自立支援法)
国・県の計画との関係	国の(第3次)障害者基本計画 や徳島県障害者基本計画 を基本にして策定。	国の基本指針に則して作成。 市町村障害福祉計画を積み上げていく形で 徳島県障害福祉計画を策定。
計画期間	6年間 平成27年度～32年度	3年間 平成27年度～29年度



一体的に策定[平成27年度～29年度]

第3期小松島市障がい者プラン・第4期小松島市障がい福祉計画

## ②小松島市総合計画の中での位置づけ



## 計画策定にあたって想定される主な課題・留意点

### ①[相談支援体制のさらなる充実]

- サービス利用計画の作成
- 地域で生活できる体制の充実

### ②[地域移行の促進と地域生活支援拠点の整備]～第4期障がい福祉計画の成果目標～

- 福祉施設から地域生活への移行促進
- 精神科病院から地域生活への移行促進
- 地域生活支援拠点の整備

### ③[就労支援体制の強化]～第4期障がい福祉計画の成果目標～

- 一般就労への動機付け
- 就労支援体制への充実

### ④[障がい児支援体制の充実]

- 障がい児支援体制の充実